

# 中津川に住もう!

を応援します!!

## 中津川で新生活!!

令和8年4月1日現在

### 空き家に住もう応援事業 最大90万円

地域づくり協働課 ※まずはご相談ください

#### 取得に関する補助

中津川市内で空き家を取得された新婚世帯、子育て世帯、移住者を応援します。

補助の額 **30万円**

##### 対象条件

- ▶ 物件費用が100万円以上(税抜き)
- ▶ 宅地建物取引業者と媒介契約により又は売買契約により購入した空き家である
- ▶ 申請者の三親等以内の親族から購入した空き家ではない



#### 改修に関する補助

空き家情報バンクに登録している(または登録予定の)空き家を改修する方を応援します。

補助の額 対象経費の **1/2 最大50万円**

※移住者(世帯)は10万円加算あり。

##### 対象条件

- ▶ 中津川市空き家情報バンクの登録(または登録予定)物件であること
- ▶ 申請者の三親等以内の親族内で賃貸する空き家ではない
- ▶ 市内建設業者による改修工事であること(DIYは対象外)

##### 主な共通要件

- ・建築完了から5年以上経過している空き家を取得・改修すること
- ・申請は売買契約日または賃貸契約日から1年以内に行うこと(賃貸物件の所有者が改修する場合、事業完了までに賃貸借契約を締結していること)
- ・次の①～③のいずれかに該当する方(改修補助は賃貸物件の所有者も対象)
- ①新婚世帯(申請日時点で結婚5年以内の夫婦で、夫婦の合計年齢が80歳以下)
- ②子育て世帯(申請日時点で義務教育終了前の子を含む世帯)
- ③移住者(市外で1年以上居住の後、中津川市に転入する(した)世帯または40歳以下の単身者)
- ※移住者世帯は申請時における夫婦の年齢の合計が80歳以下または上記子育て世帯である

予算額に到達した時点で受付終了  
事業完了届を1月末日までに提出する  
必要があります



#### その他の住宅に関する支援

#### 中津川市産材で家づくり 支援事業

林政課

中津川市産材(ひのき、すぎ)を使った家づくりを応援する制度です。

補助の額

中津川市産材使用量  
1㎡あたり2万円 **最大50万円**

##### 条件

- ▶ 市産材の使用量が2㎡以上であること
- ▶ 中津川市に事業所を有する事業者が施工する建物であること



#### 空き家情報バンク

地域づくり協働課

お家探しは  
空き家情報バンクを  
活用しませんか?

中津川市へ移住・定住を希望される方を対象に「空き家情報バンク」を開設しています。市内の協力不動産会社と連携し、不動産所有者様と、移住・定住希望者様への橋渡しを目的として、空き家や中古物件の情報をご紹介します。ぜひ活用ください!

##### 条件

- ▶ 市内へ定住する方
- ▶ 定期的に滞在して、農業・経済・教育・文化・芸術活動により地域の活性化に寄与できる方 等

詳細は

定住情報ポータルサイト  
「中津川に住もう!」ホームページ  
空き家住まい情報ページをチェック! ▶



# 中津川に「住もう！」 を応援します!!

令和8年4月1日現在

## 東京圏からの移住支援金 地域づくり協働課

東京23区内に5年以上住んでいる方、または東京圏に住みながら東京23区内に5年以上通勤している方が中津川市に移住した場合の支援制度です。

### 補助の額

- テレワーク: 単身**30万円** / 世帯**50万円**
- テレワーク以外: 単身**60万円** ●世帯**100万円**
- 子ども(18歳未満) 加算:**30万円**※一世帯当たり

### 対象

- ・転入後1年以内に申請し、下記就業要件に該当する方
- ①「ジンチャレ」に登録している企業への就業
- ②専門人材としての就業
- ③テレワークで移住による業務を引き継ぎを行う
- ④起業して、中津川市で事業を営む等創業支援事業補助金交付決定を受けている

## 創業に関する補助

### 中心市街地出店促進補助金

補助の額 対象経費の **1/2** 最大**100万円**

- 対象** ▶ 中心市街地で店舗をオープンしようとする事業者
- 業種** ▶ 小売業、宿泊業、飲食サービス業

**商業課** 市内全域や中心市街地で創業する方への支援制度です。

### 創業支援補助金

補助の額 対象経費の **1/2** 最大**20万円**

- 対象** ▶ 市内全域で業種は問わない。  
既に市内で事業を営んでいる場合は対象外。  
第一次産業(農業・林業・鉱業・漁業)に該当する業種は除く。

市外から転入して創業する方は最大**30万円**

## 空き家家財道具等処分補助 地域づくり協働課

空き家の家財道具等を処分する方への支援制度です。

### 補助の額

補助対象経費の  
合計金額の **1/2**  
最大 **10万円**

- 対象** ▶ 空き家情報バンクに登録された空き家の所有者
- ▶ 空き家情報バンクに登録を希望する所有者(市が空き家情報バンクに登録できると判断した場合)
- ▶ 地域づくり組織が管理する空き家の所有者等

- 対象経費** ●ごみ等の処分や家電リサイクル法に指定された家電製品の処分にかかる経費
- 仏壇等の撤去や家財の移設にかかる経費等

## 市営住宅 UIターン住宅

- ▶ 家賃 **3万円/月** ▶ 入居期間: 原則5年
- ▶ 地域: 阿木・馬籠・山口・川上・加子母

**建築住宅課** 市内またはUIターン住宅のある地域に定住を希望する世帯向けの住宅です。

- 対象** ▶ ご夫婦(婚約者がいる方) または子育て世帯の方

※年齢制限40歳以下、ただし18歳未満の子(胎児含む)がいる場合はこの限りではない

その他の  
住宅の支援メニュー

**建築住宅課**  
木造住宅耐震化助成制度

**下水道課**  
合併処理浄化槽の設置に対する補助

**環境課**  
ゼロカーボンシティ推進補助事業

※それぞれの制度は、この他にも必要な要件があります。詳しくはお問い合わせください。

〈 中津川市ではこの他にも医療・福祉・子育てについての制度が充実しています 〉

「中津川に住もう！」  
お問い合わせはこちら

中津川市 市民部 地域づくり協働課 TEL.0573-66-1111(8:30~17:15 平日)  
〒508-0041 岐阜県中津川市本町2丁目3-25 本町分庁舎1階

▶ 定住情報ポータルサイト「中津川に住もう！」 <https://www.nakatugawa.com/>

